

一般財団法人徳島県環境整備公社 廃棄物適正処理推進事業補助金

令和 6 年度 事業のご案内について

(第 2 次 募 集)

一般財団法人徳島県環境整備公社では、廃棄物の適正な処理を推進することにより、県民の生活環境の保全等を図るため、市町村や民間団体が実施する事業を支援しています。

つきましては、次のとおり再募集いたしますので、ご活用下さい。

募集期間

第 2 次 募 集

市町村対象事業： 令和 6 年 9 月 10 日（火）～ 令和 6 年 12 月 20 日（金）

民間団体対象事業： 随 時 募 集 中 ※まずは、お気軽にご連絡ください。

【受付時間】 8：30～12：00, 13：00～17：00（土・日・祝日を除く。）

補助の対象となる団体

市町村又は民間団体が補助の対象となります。

なお、補助金を受けることができる民間団体は、次の要件を全て満たしている団体が事業を行うことが条件となります。(2つ以上の民間団体で行う場合は、補助金は代表団体に交付します。)

- ① 徳島県内に住所又は活動の本拠を有すること。
- ② 一定の規約を有し、かつ代表者及び所在地が明らかであること。
- ③ 明確な会計経理を実施していること。
- ④ 政治活動、宗教活動又は営利事業を主な目的とする団体でないこと。

補助の対象となる事業及び補助率

対 象 事 業	事 業 者	補 助 率	補助限度額	備 考
① ごみゼロ推進事業	市町村	1/3	30万円	
② 地域環境美化活動事業	民間団体 (2つ以上の民間団体で行う場合は代表する民間団体)	1/2	30万円	補助の対象となる経費が10万円未満の場合は補助対象としない。

補助の対象となる事業の内訳

① ごみゼロ推進事業

市町村が行う廃棄物の減量化等推進事業、環境教育・学習推進事業、その他の事業のうち、「徳島県廃棄物処理計画」の推進に資する事業。(ハード整備を除く。)

② 地域環境美化活動事業

次の要件を全て満たす事業が対象となります。

ア 民間団体が行う不法投棄廃棄物の除去活動事業又は地域の清掃美化活動事業であること。

イ 県民に参加を呼びかけ、**30名以上**の県民等が参加して行う事業であること。(併せて、啓発(記念)イベントを行った場合、その経費も対象となる。)

ウ 県若しくは事業を実施する場所の所在する市町村長から推薦(市町村との共同事業の場合は不要。)があること。(従って、交付申請書は先に県若しくは市町村へ提出し、推薦依頼をしていただく必要があります。)

なお、同一事業に対する補助は、原則として**2年経過後**となります。

補助の対象となる経費

各事業の実施に要する経費を補助対象としますが、次の経費は補助対象となりません。

- ① 団体の運営・管理に使用する費用
- ② 常勤職員・会員の人件費
- ③ 慰労的な食料費
- ④ 備品購入費(事業に直接必要なもので、1件当たり5万円以下のものを除く。)
- ⑤ その他助成することが適当でないと認められる経費

なお、補助金の額は、寄付金等の収入額を控除した後の「補助の対象となる経費」に、「補助率」を乗じて得た額(1万円未満の端数がある場合は切り捨て。)になります。

補助の対象となる事業の実施期間

令和7年3月31日(月)までに実施する事業が対象となります。

補助事業の選定

交付申請された事業は、一般財団法人徳島県環境整備公社での書類審査等を経て助成の適否を審査の上、予算の範囲内で理事長が決定し、その結果を申請者に通知します。

【問い合わせ先・交付申請先】

一般財団法人徳島県環境整備公社事務局

〒771-0213

板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先

TEL 088-699-1153

FAX 088-699-5300

Email ecoobj@eco.or.jp

URL <http://eco.or.jp/>

※ 交付申請書等の様式は、ホームページからダウンロードできます。